

令和2年度法科大学院連携協議会議事要旨

2021年3月23日作成

I 令和2年度の開催について

令和2年度法科大学院連携協議会が、令和3年3月19日（金）13時30分より、オンライン形式で開催された。

II 出席者

城下裕二法科大学院長（1号委員）、曾野裕夫法科大学院教務委員長（2号委員）、齊藤佑揮弁護士（3号委員）、竹信航介弁護士（4号委員）

III 協議事項

1. 令和2年度の入学者・司法試験合格者等の状況について
2. 法曹養成プログラムについて
3. 未修者教育について
4. 修了生支援について

IV 協議

冒頭で法科大学院長・教務委員長より、協議事項1～4の概要について説明を行い、その後、協議に移った。なお、各協議事項には相互に関連する側面もあるため、特に項目を分けることはせずに、重要と思われる点について順次協議することとした。各委員からは、主に、以下の意見が出された。

○法曹養成プログラムについては、優秀な学部3年生が本学法科大学院に確実に進学する契機となり、近い将来の司法試験合格率上昇に繋がることを期待したい。

○昨年度より、共通到達度確認試験の成績とGPAの相関関係に基づいて進級要件を厳格化した結果、今年度、未修課程1年次から2年次への進級率が下がったことは、十分な学力を身につけないまま進級・修了することを回避するという点では一定の意義が認められるが、その反面、留年による経済的負担が学生に生じることが懸念される。

○今年度の進級率が下がったことには、要件の厳格化という要因だけではなく、前期の授業がすべて原則的にオンラインであったことも影響しているのではないかと。特に、オンデマンド方式の授業では、日常的に学生の理解度を把握しにくいという難点があるように思われる。他方、リアルタイム方式の授業の場合も、教員側が双方向的指導に長けていなければ、学生の反応を汲み取っていくことは必ずしも容易ではない。

○留年期間をネガティブに捉えるのではなく、本人にとっての再チャレンジの機会と理解することが重要であろう。そのためには本人が努力することはもちろん、法科大学院（教員）側からのアフターケアも必要ではないか。

○成績が不良である学生は、人間関係、経済的事情、家庭の問題など、個人的な悩みを抱えていることが多い。大学のカウンセリング室の利用のほか、場合によっては個別にカウンセラーを紹介するといった対応があってもよい。

○今年度は、本学の場合、短答式合格者が多かったのに比して最終合格者数は伸びなかった。日常の学習において、いくら知識があっても、それを答案上に的確に表現できなければ、司法試験合格は不可能であることを学生が認識する必要がある。すなわち、アウトプットの側面である「典型的な論点を当たり前に書くことができる」能力を自覚的に涵養していくことが求められる。そのためには、他の学生とグループを組むなどして、他人の答案と自分の答案を比較検討する機会を増やすことによって、自分の答案をブラッシュアップすることが重要となる。あるいは、時期が限定されるが、直近の合格者に依頼して、自分の答案を添削指導してもらうことも有効である。

○今年度はコロナ禍のために、大学の自習室の使用が制限され、また学生が他の学生と日常的に交流する機会がほとんどなかったことは、やむを得ない事情によるものとはいえ残念であった。新年度は何とかこれらの状況が改善されることを願うばかりであるが、前述のグループ学習等との関連でいえば、もしも自習室の使用が困難な場合には、例えば他人の答案を見せてもらう場として、TKCがプラットフォーム的な機能を果たすということも考えられるのではないかな。

○従来、札幌弁護士会の有志がボランティアとして実施してきた複数の答案練習を中心とするゼミが、ここ数年、正規のカリキュラムに組み込まれつつあるのは、学生への周知と計画的な履修といった面からみても望ましいことである。今後も、弁護士会に対して法科大学院側からの要望がある場合には、積極的に提案がなされることを期待したい。

(以上)